

特定課題Ⅲ 地域の再生

【実施概要】

1 背景

概ね標高300m以下の山麓で、農林業等を営む人の暮らしのあるエリアの里山域では、林業をはじめとするなりわいの喪失、産業構造や生活様式の変化による農地や二次林の利用の減少等が、里地里山の荒廃を招き、シカなどの野生動物による被害の恒常化などが問題となっている。

2 施策の方向性

第4期自然再生計画では、第3期自然再生計画に引き続き、地域が主体となって行う鳥獣被害対策や里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組を支援し、地域一帯の活動を推進するほか、ナラ枯れ被害対策について助言指導や技術支援を行う。

3 第4期丹沢大山自然再生計画の主な取組と成果

(1) 地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援

- ・平成29年4月に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、鳥獣被害対策や農林業の専門職員を配置して、地域の実情に応じた対策の提案や対策手法に関する情報提供、対策技術の助言など鳥獣被害対策を支援することで、地域ぐるみで対策に取り組む地域が少しずつ増えている。
- ・都市住民が水源地域住民と交流して自然や生物多様性の大切さを実感する活動を支援し、自然に対する理解の促進と魅力の発信を図った。
- ・森林の持つ公益的機能の維持向上を図りつつ、地域特有の課題に対処する森林の確保及び整備を行った。

(2) 里地里山の保全等の促進

- ・「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」※₁に基づき、里地里山保全等地域※₂において、里地里山活動協定※₃を締結し認定を受けた団体(以下「認定団体」という)の活動を支援し、農林地等の保全・再生等の取組が進んだ。

(3) 環境保全に配慮した農業の推進

- ・国市町村とともに環境保全型農業※₄直接支払事業により経費の一部を助成して、化学合成農薬の使用量を削減した。
- ・環境保全型農業等の環境負荷低減事業活動を実施する計画について認定した。また、そのうち、化学肥料及び化学農薬の使用量を県慣行レベルから30%以上削減する目標とした実施計画について、エコファーマーとして認定した。

※1	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、県民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とし、里地里山の保全、再生及び活用を促進するために必要な事項を定めたもの。
※2	里地里山保全等地域	知事が選定する、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により、里地里山

		の保全等が図られると認められる地域。
※3	里地里山活動協定	里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうとする活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等が締結する協定。
※4	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷の軽減とより安全な農作物生産に配慮した持続的な農業。

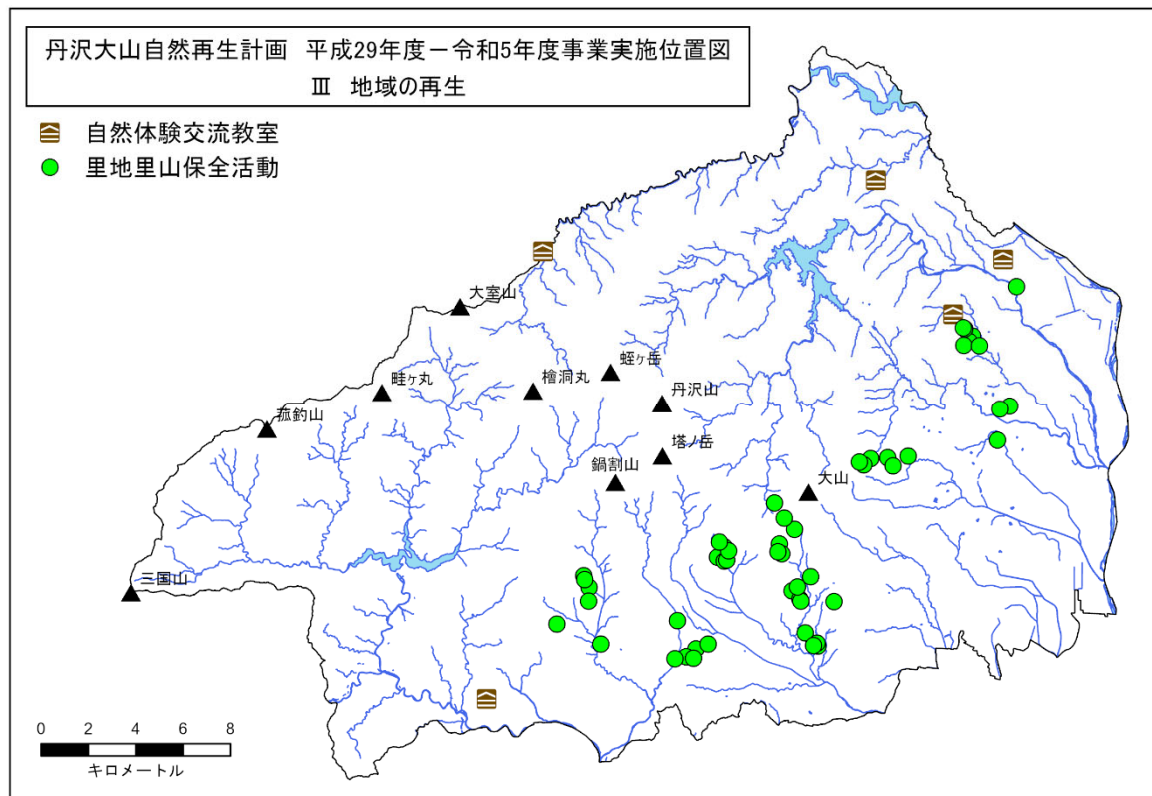


図3-1 事業実施位置図（特定課題□ 地域の再生）

4 第4期計画の課題

- ・ 野生動物による農作物への被害は近年比較的減少傾向にあるものの、長期で見ると依然として高い水準で推移しており、生活被害や人身被害も減少に転じる傾向は見られないため、地域ぐるみの鳥獣被害対策をさらに進めていく必要がある。
- ・ ヤマビルの分布が拡大し、山麓部では吸血被害が継続して発生している。
- ・ 里地里山の保全が今後も継続して行われるためには、活動団体の高齢化などによる人手や活動資金の不足を解決する必要がある。
- ・ カシノナガキイムシによるナラ枯れなどの森林病害虫による被害が発生しており、枯損状況や林相の変化を的確に把握する必要がある。

5 主要施策ごとの事業実施状況

(1) 地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援

①重点地域主体の鳥獣被害対策や、地域特有の課題に応じた森林整備等の実施の支援

【事業内容】

地域住民、農業協同組合、森林組合、市町村など地域関係者が主体となった鳥獣被害対策への技術的な支援や、地域で主体的に活動する人材の育成への支援等を行うとともに、住民の生活に影響を及ぼす野生動物の出没など地域特有の課題に応じた森林整備などの実施を支援する。〔関連V-5(3)①②〕

＜実施状況＞

平成29年4月に設置した「かながわ鳥獣被害対策支援センター」では、鳥獣被害対策や農業、林業の専門職員を配置し、重点取組地区※5を選定して、地域の実情に応じた対策の提案や対策手法に関する情報提供、対策を実施する際の技術的アドバイスなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策の立ち上げを支援し、立ち上げ後の活動のフォローアップを実施した。重点取組地区では、藪刈や防護柵の設置、捕獲等の自主的な取組が増えると共に、段階的に隣接地域への波及に至る地区も出てきた。

J A神奈川県中央会等と連携して、かながわ鳥獣被害対策アドバイザー制度を運用実施し、農家が気軽に相談できる身近なアドバイザーの育成と活動支援に取り組んだ。

農家等が主体的に有害鳥獣の捕獲に関わることができるよう、狩猟免許の取得のための費用を助成した。狩猟免許取得の推進により、わな猟免許所持者が増加する傾向にある。

各市町村や団体が行う有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置、6市町村※6が行うヤマビル被害防除に係る経費に対して補助を行った。

森林の持つ公益的機能の維持向上を図りつつ、「里山再生」、「森林病虫獣害対策」、「ヤマビル対策」など地域特有の課題に対処する森林の確保及び整備を行った。

※5	重点取組地区	市町村や地域住民等が鳥獣被害対策に一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援を行うために県が選定している地区。
		平成29年度～：葉山町（二子山地区）、相模原市（緑区名倉地区）
		平塚市（土沢地区）、茅ヶ崎市（萩園地区）
		二宮町（一色地区）、大井町（高尾地区）
		計6地区
		平成30年度～：横須賀市（東浦賀2丁目地区）、愛川町（田代・平山地区）
		藤沢市（葛原地区）、大磯町（生沢・寺坂地区）
		湯河原町（鍛冶屋・城堀・宮下地区）
		計5地区
		令和元年度～：川崎市（麻生区岡上地区）、相模原市（緑区鳥屋地区）
		厚木市（小野・七沢・上古沢・下古沢・森の里地区）
		綾瀬市（深谷上地区）、清川村（金翅地区）
		秦野市（平沢小原地区）、小田原市（上曽我・曾我大沢地区）
		計7地区
		令和2年度～：相模原市（緑区、澤井、佐野川地区）
		横須賀市（津久井地区）
		山北町（清水・三保地区）
		計3地区
		令和3年度～：小田原市（橘地区）
		南足柄市（狩野地区）
		清川村（煤ヶ谷御所垣戸地区）
		計3地区
		令和4年度～：伊勢原市（子易下地区）
		大磯町（高麗地区）
		南足柄市（広町地区）
		計3地区

※6 ヤマビル被害対策 相模原市、清川村、秦野市、伊勢原市、松田町、山北町 の6市町村
事業地

表3-1 かながわ鳥獣被害対策アドバイザー

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
登録人数	—	13	11	9	22	17	9	81

※太枠内は第4期計画期間

表3-2 狩猟免許の取得人数

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
合格者数	635	543	652	379	637	448	506	3,800

※太枠内は第4期計画期間



写真3-1 鳥獣被害対策アドバイザー育成研修



写真3-2 統合再生流域における現地検討会
(伊勢原市大山・子易)

②地域が一体となった自然再生活動への協力

【事業内容】

地域住民や関係団体、NPOなどが連携して取り組む地域資源を活かした自然再生の取組等に協力する。

＜実施状況＞

地域の観光協会やNPO等が実施する、地域の特色を活かした事業への支援のため、水源地域の豊かな自然や生物多様性の大切さを実感し、郷土文化と触れ合う場を都市地域住民に提供する自然体験交流事業について、広報や開催費の支援を行ったほか、講演会等の実施により、地域活性化に向けた取組を推進した。

これにより、都市地域住民に対して水源地域の魅力を発信すると共に水源環境への理解の促進が図られた。

③ナラ枯れ対策の支援

【事業内容】

コナラ・ミズナラ等ナラ類やシラカシ・アラカシ等カシ類におけるナラ枯れ被害の対策について、県の作成した「ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に則って助言指導や技術的支援を行う。

＜実施状況＞

平成29年に県内で初めてナラ枯れ被害を確認した後、被害の急速な拡大を受け、令和3年度に「ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を作成し、基本的な被害対策の考え方や手法等を示した。

ガイドラインに則った助言指導や技術的な支援等により、森林管理者等による伐倒駆除等の対策が行われたほか、県が実施したデジタル衛星画像を用いた広域の被害状況の調査結果を提供することにより、市町村における被害の実態把握と対策の検討を支援した。

(2) 里地里山の保全等の促進

①里地里山の保全・再生・活用

【事業内容】

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づき選定した「里地里山保全等地域」において、活動団体と土地所有者の協定に基づく活動を認定して支援する。

＜実施状況＞

里地里山保全等地域として、秦野市名古木、菩提、堀西、蓑毛、寺山、厚木市七沢、荻野の

＜実施状況＞

条例に基づいて選定された8つの地域において、認定里地里山活動協定に基づいて保全等の活動を行う14団体の農林地等の保全・再生、体験教室等に要する経費に対し、市町村が補助するのに要する経費を「認定協定活動団体支援事業」により助成した。



写真3-3 農地の保全（厚木市七沢）



写真3-4 農地の保全（足柄上郡松田町寄）

(3) 環境保全に配慮した農業の推進

①環境保全に配慮した農業の推進

【事業内容】

化学合成農薬、化学肥料の使用量を削減する取組を支援するなど、環境保全に配慮した農業を推進する。

＜実施状況＞

環境保全型農業直接支払事業により、農業者団体等が行う化学合成農薬等の使用量削減等の取組に対して、国・市町とともに、補助金を交付した。また、8市町で化学合成農薬等の使用量削減等の取組が実施された。

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、みどりの食料システム法）に基づく環境保全型農業等の環境負荷低減事業活動を実施する計画（耕種農業に関するもの）について17件認定した。また、そのうち、化学肥料及び化学農薬の使用量を県慣行レベルから30%以上削減する目標とした実施計画について、エコファーマーとして16件認定した。以上の取組により環境保全型農業への取組が促進された。